

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年3月まで

私は、昭和49年1月に会社を退職した後、時期は覚えていないがA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。

所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和49年1月21日と記載されていることから、その日から保険料を納付したと思う。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の時期及び申立期間の国民年金保険料の納付についての記憶は無いとしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、申立期間後の昭和50年12月21日に払い出されたことが確認でき、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、保険料を遡って納付したとは主張していないこと、年金手帳に記載されている初めて被保険者となった日は、申立人が被保険者資格を取得した日であり、保険料の納付を開始した日を表すものではないこと、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 49 年 2 月まで

A社に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社に勤務していた当時の失業保険被保険者証を所持している上、申立期間中にB組合の健康保険証を使って医療機関を受診した。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社の事業主名及び所在地が同社の商業登記簿と一致していること、申立人の所持する「昭和44年3月18日交付」と記載された失業保険被保険者証、及び申立人が当時の同僚として名字を記憶している者のうちの一人が「私は、昭和43年5月頃から47年4月までA社に勤務した。申立人は、私より後に入ってきて、私が辞める時にもいたので、3年くらい一緒だったと思う。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の商業登記簿において確認できる申立期間当時の事業主は、B国民健康保険組合が保管する組合員台帳により、既に亡くなっていることが確認できる上、当該商業登記簿において確認できる現在の取締役は、「資料が無いため、当時のことは分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、オンライン記録において、A社は厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない上、上記元同僚は、「私自身も同社の勤務期間が被保険者期間となっていないことが分かったことから、当時の同僚で、同社の業務を引き

継いだ事業所に引き続き勤務していた者に聞いたところ、当時は厚生年金保険には加入してなかったので国民年金に加入していたとのことであった。」としている。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。